

令和6年度（2024年度）肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業実施要項

（目的）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律及び子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次基本計画）に基づき策定された第五次肥後っ子いきいき読書プラン（熊本県子どもの読書活動推進計画）による子供の読書活動の推進を図るため、公立の図書館又は学校の図書室（以下「図書館等」という。）又は読み聞かせ等の読書ボランティアを実施している団体等を訪問して読書環境の改善等を提案する肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業（以下「事業」という。）を実施する。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、熊本県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）とし、熊本県教育庁市町村教育局社会教育課が所管する。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）図書館等の実態に応じた、図書館等において整備し、又は廃棄すべき図書の提案
- （2）お薦めの本コーナー、必読書コーナーの設置など、子供が本に興味を持つような図書館等の運営の提案
- （3）図書館等のレイアウトや飾りつけなど、読書環境の整備・充実のための提案
- （4）「アニメシオン」・「ビブリオバトル」など、魅力ある読書手法の紹介
- （5）図書館、学校、ボランティアとの連携や読書推進に関する実践事例等の紹介
- （6）読み聞かせ手法のスキルアップの紹介
- （7）その他読書推進についての提案

（対象団体等）

第4条 事業の対象となる団体又は活動（以下「団体等」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、熊本市の学校等図書館、公民館図書館を除く。

- （1）県内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び市町村立図書館、公立公民館図書館
- （2）県立高等学校、県立特別支援学校
- （3）読み聞かせグループ等のボランティア団体
- （4）学校司書、市町村読書担当職員、図書館司書及び読み聞かせグループ等が主催する研修会

（アドバイザーの設置等）

第5条 第3条の事業を実施するため、肥後っ子いきいき読書アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、希望する団体等に対し、アドバイザーを派遣する。ただし、営利目的のものについては、派遣対象としない。

（登録）

第6条 県教育委員会は、新刊図書、児童書など、子供の読書活動に資する図書類について基本的な知識を有し、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たす者をアドバイザーとして登録することができる。

- （1）「肥後っ子いきいき読書アドバイザー事業」のアドバイザーとしての業務経験が

ある者

- (2) 第4条第1号に掲げる団体等で読み聞かせやおはなし会等を計画し、又は実施するなどのボランティア経験がある者
- (3) 第4条第1号及び第2号に掲げる団体等のいずれかにおいて、教諭、保育士、臨時職員、司書、司書補助員等として勤務した経験がある者
- (4) 企画提案、販売等の営業経験がある者

(登録の手続)

第7条 アドバイザーとしての登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（別記第1号様式）を県教育委員会に提出しなければならない。

- 2 県教育委員会は、登録申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、登録を決定したときは、決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するとともに、アドバイザー登録簿に登録する。

(登録の取消)

第8条 県教育委員会は、登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) アドバイザーの設置目的及び業務内容に反する行為を行ったこと等によりアドバイザーとしての信用を著しく損なったとき。
 - (2) 登録において虚偽の申請をしたとき。
 - (3) 前各号に定めるもののほか、県教育委員会が登録の取消を適当と認めたとき。
- 2 県教育委員会は、登録の取消を行ったときは、登録取消通知書（別記第3号様式）により、登録を取り消された者に対して通知する。
 - 3 県教育委員会は、登録の取消を行うに当たり、取消の対象となった者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

(派遣の依頼)

第9条 アドバイザーの派遣を希望する団体等は、派遣依頼書（別記第4号様式）を、派遣希望日の前月10日までに県教育委員会に提出するものとする。

- 2 前項の依頼は、電子メール又はファクシミリにより行う。
- 3 県教育委員会は、第1項の派遣が決定したときは、派遣の対象となった団体等に対し、通知する。

(実施期間)

第10条 アドバイザーの派遣は、令和6年（2024年）4月22日から令和7年（2025年）2月7日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び令和6年（2024年）12月29日から令和7年（2025年）1月3日まで、派遣を行わない。

(事前調査)

第11条 アドバイザーの派遣が決定した団体等は、アドバイザーに提案等を希望する具体的な内容等につき、訪問日の2週間前までに事前調査書（別記第5号様式）を県教育委員会に提出しなければならない。

(報告)

第12条 派遣を受けた団体等は、派遣後の改善点等を記載した派遣報告書（別記第6号

様式)を、訪問日から1か月以内に県教育委員会に提出しなければならない。

- 2 アドバイザーは訪問後、訪問報告書(別記第5号様式)の太線枠以外の部分について記載し、訪問終了後1週間以内に県教育委員会に提出しなければならない。

(経費)

第13条 県教育委員会は、予算の範囲内において、アドバイザーに報償費及び旅費を支給する。ただし、アドバイザーが現職の公務員である場合は、報償費の支給は、原則として行わない。

- 2 報償費の額は、1時間当たり2,820円とし、訪問報告書(別記第5号様式)に基づき、1月ごとに支払うものとする。

- 3 旅費の額は、県の旅費に関する規定に基づき、算出するものとする。

- 4 派遣先において必要な原材料費は、原則として依頼者の負担とする。

(研修等)

第14条 アドバイザーとして登録された者は、研修として県教育委員会が毎年度2回開催する「熊本県読書応援ボランティア養成講座」に参加するとともに、他の研修の機会を可能な範囲内においてとらえ、自己研鑽に励むよう努めるものとする。

- 2 県教育委員会は、研修会等の情報や、他の都道府県の先進事例等について、随時情報提供を行う。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年(2024年)4月10日から施行する。